

門証租第

号

住宅用家屋証明申請書

租税特別措置法施行令

☐ (イ) 第41条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

☐ (a) 新築されたもの

☐ (b) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

☐ (c) 新築されたもの

☐ (d) 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

☐ (e) 新築されたもの

☐ (f) 建築後使用されたことのないもの

☐ (ロ) 第42条第1項（建築後使用されたことのあるもの）

☐ (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの

☐ (b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明の申請をします。

門真市長様

代理人

令和 年 月 日

住所

氏名

印

申請者住所			
申請者氏名			
家屋の所在地	家屋番号		
建築年月日	年 月 日	取得年月日	年 月 日
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	☐ (1) 売買 ☐ (2) 競売	申請者の居住	☐ (1) 入居済 ☐ (2) 入居予定
構造	造	床面積	m ²
区分建物の耐火性能	☐ (1) 耐火又は準耐火 ☐ (2) 低層集合住宅		
工事費用の総額 ((ロ)(a)の場合に記入)	円	売買価格 ((ロ)(a)の場合に記入)	円

- <備考>
1. { }の中は、(イ)又は(ロ)のうち該当する□に✓印を、(イ)に✓印をした場合は、さらに(a)から(f)のうち該当する□に✓印を、(ロ)に✓印をした場合は、さらに(a)又は(b)のうち該当する□に✓印をすること。

2. 「建築年月日」の欄は、(イ)(b)、(d)又は(f)の□に✓印をした場合は記載しないこと。

3. 「取得年月日」の欄は、所有権移転の日を記載すること。なお、(イ)(a)、(c)又は(e)の□に✓印をした場合は記載しないこと。

4. 「取得の原因」の欄は、上記(イ)(b)、(d)若しくは(f)又は(ロ)に✓印をした場合に限り、(1)又は(2)のうち該当する□に✓印をすること。

5. 「申請者の居住」の欄は、(1)又は(2)のうち該当する□に✓印をすること。

6. 「構造」の欄は、建築日付が昭和56年以前の家屋について証明を申請する場合に記載し、当該家屋の登記記録に記録された構造を記載すること。

7. 「区分建物の耐火性能」の欄は、区分建物について証明を申請する場合に、(1)又は(2)のうち該当する□に✓印をすること。なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当該家屋の登記記録に記録された構造が、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるときは、(1)に✓印をすること。

8. 「工事費用の総額」の欄は、(ロ)(a)に✓印をした場合にのみ、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第1号から第7号までに規定する工事の種類のいずれかに該当する工事の合計額を記載すること。

9. 「売買価格」の欄は、(ロ)(a)に✓印をした場合にのみ、当該家屋の取得の対価の額を記載すること。